

証券コード 7245  
2022年6月8日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号  
名古屋広小路ビルディング13階

**大同メタル工業株式会社**

代表取締役会長 判 治 誠 吾

## 第114回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で開催させていただきます。**

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげます。**

### 3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第114期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権の行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに行使してください。

以上

- 
- ◎ 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応等を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
  - ◎ 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の感染状況や当日までのご健康状態に留意のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。本株主総会会場においては、アルコール消毒液の噴霧やマスクの着用、体温チェック等の感染拡大防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。
  - ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査役会監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daidometal.com/jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会会場における「三密」を避け感染拡大を防止する観点から、本株主総会へのご出席に代えて、極力、書面又はインターネット等にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

**行使期限** ▶ 2022年6月28日(火曜日)午後5時必着

### インターネット等による議決権行使



後記(5頁)のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限** ▶ 2022年6月28日(火曜日)午後5時まで

### 株主総会へのご出席による議決権行使

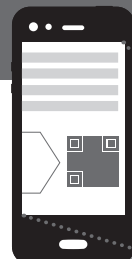


当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** ▶ 2022年6月29日(水曜日)午前10時

- ※ 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネット等においても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネット等により議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- ※ インターネット等によって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

※こちらでは1回に限り議決権を行使できます。  
詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

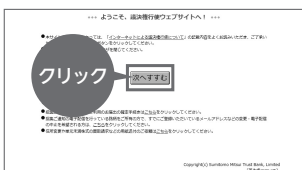


## インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、行使していただきますようお願い申し上げます。

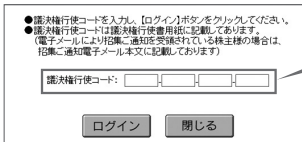
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリックしてください。

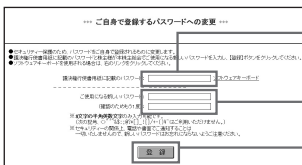
### 2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

### 3 パスワードの入力



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

### パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### システムのご利用に関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び通信料金
- ・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

### 議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

 0120-652-031  
(午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 経済状況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の進展に伴って持ち直しが見られつつも、半導体不足や物流の混乱などの影響により厳しい状況で推移しました。また、足元では、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

わが国経済においては、年明け以降に新型コロナウイルスの変異株による急速な感染拡大が見られるなど、再び、景気の下振れに対する懸念が強まっています。

#### ② 業界動向

当社グループの主要産業分野である自動車業界につきましては、国内新車販売台数(2021年度)は、サプライチェーンの問題から前年度比9.5%減の約421万台となり低調に推移しました。また、世界新車販売台数(2021年暦年)は、ロックダウンと世界的な部品の供給不足が影響し、約8,130万台と前年比約4.6%の微増にとどまりました。世界最大の市場である中国の新車販売台数(2021年暦年)は、2018年から3年連続で減少していた状況から若干の増加に転じて、前年比3.8%増の約2,627万台となり、米国の新車販売台数(同)につきましても約1,507万台と前年比3.4%の微増となりました。

非自動車分野における造船業界につきましては、荷動きの増加や海運市況の高騰などを受け、2021年暦年の世界の新造船受注量は前年から大きく増加に転じ、また、新造船竣工量も6,000万総トンと前年比2.9%の増加となりました。日本における2022年3月末時点の輸出船手持工事量につきましても約1,901万総トン(前年度末比25.6%増)と大幅に増加しました。

建設機械業界につきましては、2021年度の建設機械出荷額は、内需は9,979億円(前年度比1.2%増)となり、公共工事及び民間工事向け共に需要が堅調に推移し2年ぶりの増加となりました。また、外需は、北米、欧州、アジア、中近東などで一般建機の需要が好調に推移し、特に北米やインドネシアでは鉱山機械の需要も大きく増加したため、1兆9,132億円(同55.7%増)と3年ぶりの増加となりました。その結果、総合計では2兆9,111億円(同31.5%増)となりました。

さらに、当社関連の一般産業分野につきましては、前年度は2019年初頭からの米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により設備投資が抑制されておりましたが、2021年度においては、総じて回復基調が見られ、底堅く推移しました。

### ③ グループ業績概況

このような市場環境下、当連結会計年度における当社グループ全体の業績につきましては、売上高は1,040億24百万円となり、前期と比べ193億3百万円（+22.8%）の増収となりました。

利益面につきましては、売上高増加による収益の増加、継続的な固定費・経費の削減、収益改善活動及び生産性の向上等に取り組んだことにより、営業利益は50億42百万円と前期比37億26百万円増益（前年同期の営業利益は13億15百万円）、経常利益は48億36百万円と同39億62百万円増益（前年同期の経常利益は8億74百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社の連結子会社であるDMキャスティングテクノロジー（タイ）CO.,LTD.の本格稼働開始にあたり、生産コストが当初の想定以上に増加し、同社の予定していた事業計画の達成に遅れが生じたことに伴い、4億56百万円を減損損失として計上したものの、18億97百万円と同17億93百万円増益（前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益は1億4百万円）となりました。なお、連結業績には影響いたしません。DMキャスティングテクノロジー（タイ）CO.,LTD.の関係会社株式評価損として17億20百万円、債務保証損失引当金として3億36百万円を、また、同じく当社の連結子会社である大同メタルヨーロッパGmbHにおいて、関係会社出資金評価損として2億44百万円を、個別決算に計上しております。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、当社グループ全体での売上高は2億23百万円減少しております。

### ④ セグメント別概況

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めておりません。

#### ア. 自動車用エンジン軸受

国内は、2021年度の新車販売台数が前年度比9.5%減少し、また、海外では2021年暦年でタイが4.2%の減少、欧州も2.7%の減少となりました。しかし、中国は3.8%の増加、米国でも3.4%の増加となり、全体では新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が見られて底堅く推移した結果、前年度に比べ微増となりました。

そのような状況下、当社グループの国内での売上高は、各社がサプライチェーンの分断リスクに対応すべく在庫の積み上げ等を行ったことにより、前期比約21%の増加となり、海外についても同約26%の増加となりました。

これらの結果、セグメント売上高は前期比23.8%増収の583億88百万円、セグメント利益は同38.5%増益の83億80百万円となりました。



## イ. 自動車用エンジン以外軸受

自動車用エンジン軸受同様に、当社グループの国内での売上高は前期比約23%の増加、海外についても同約36%の増加となりました。セグメント売上高は前期比27.3%増収の203億99百万円、セグメント利益は同82.5%増益の33億38百万円となりました。

## ウ. 非自動車用軸受

### ・ 船舶分野

船舶については、世界的な荷動きの増加に伴う新造船の需要増により好調に推移しております。当社グループにおいては、LNG船（液化天然ガス運搬用のタンカー）や他のタンカー船の低速ディーゼルエンジン用軸受に関して中国向けの新規開拓によるシェアアップが進んだことに加えて、足元では大型船の新規量産納入も始まったことにより、売上高は前期比約7%の増収となりました。

### ・ 建設機械分野

停滞していた住宅建設、インフラ整備の作業再開や燃料価格の上昇に伴う石油・天然ガスの採掘機械などの需要の増加により、売上高は前期比約20%の大幅な増収となりました。

### ・ 一般産業分野におけるエネルギー分野

エネルギー市場においては、再生可能エネルギーが注目されている中、水力発電機用軸受ユニットの受注が好調に推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響によるプラント・設備関連の工期延長などにより、主に蒸気タービンやガスタービン用軸受の需要が減少し、売上高は前期比で約12%減少しました。

これらの結果、一般産業分野におけるエネルギー分野の需要が減少した一方、主に船舶分野における低速ディーゼルエンジン用軸受の旺盛な需要や新規開拓活動、建設機械分野の需要回復に伴う大幅な需要の増加により、セグメント売上高は前期比7.6%増収の110億76百万円、セグメント利益は同20.0%増益の17億50百万円となりました。

## エ. 自動車用軸受以外部品

### ・ アルミダイカスト製品

タイにおける自動車産業については、通年ではロックダウンや半導体不足の影響が残ったものの、タイ政府の新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策等もあり、総じて回復基調が継続しております。また、電動自動車用部品の生産を開始したタイの新工場（DMキャスティングテクノロジー（タイ）CO., LTD.）においては、電気自動車用部品新規納入の本格量産が通年で寄与し、売上高は大幅に増加しました。



セグメント利益は、新工場の建屋を含む償却や初期投資費用の増加等があったものの、売上高増加に伴い、昨年度と比べ改善いたしました。

・曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に伴い、国内外において受注が増加しました。

その結果、セグメント売上高は前期比34.5%増収の144億36百万円、セグメント損失は16億49百万円（前期はセグメント損失18億52百万円）となりました。

#### オ. その他

新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減速から回復し、工作機械・各種産業機械をはじめとした全般的な設備投資や建設機械等の需要の増加を受け、電気二重層キャパシタ用電極シート、金属系無潤滑軸受事業及びポンプ関連製品事業に不動産賃貸事業等を加えた当セグメントの売上高は前期比3.8%増収の21億22百万円、セグメント利益は同7.8%増益の3億43百万円となりました。

#### （事業別売上高）

事業別	売上高(百万円)	
	2020年度 第113期	2021年度 第114期 (当連結会計年度)
自動車用エンジン軸受	47,146	58,388
自動車用エンジン以外軸受	16,024	20,399
非自動車用軸受	10,291	11,076
自動車用軸受以外部品	10,730	14,436
その他の	2,044	2,122
セグメント間の内部売上高又は振替高の消去(△)	△1,516	△2,399
合 計	84,720	104,024

(注) 1. セグメントごとの売上高については、外部顧客への売上高に加えて、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めたものを記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第114期の期首から適用しており、第114期に係る事業別売上高については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものではありません。

### ② 設備投資の状況

当社グループは、2018年度から2023年度までの6年間の中期経営計画「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）におきまして、昨年5月に後半3年間（2021年度から2023年度）の計画を発表しており、投資計画を次のように掲げております。

- ・ 自動車用エンジン軸受関連の投資は、市場の縮小が急速に進む可能性に備え、計画期間後半の設備投資については慎重に対処する
- ・ 研究開発、新規事業、M&A（企業結合）等については積極投資。自己資本比率35%を目線に財務の健全性を確保しつつ、必要なファイナンスを行う

主な設備投資の内容は以下のとおりですが、2021年度における年間の設備投資総額は、67億52百万円となり、前年度実績比13億75百万円の減少となりました。

（当連結会計年度における主な設備投資の内容）

- ・ 国内及びタイでの自動車用軸受以外部品の生産能力増強投資及び生産性向上投資
- ・ 国内及び海外生産拠点での自動車用エンジン軸受の生産性改善投資及び生産能力増強投資
- ・ 情報システム関連投資 など

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2018年度 第111期	2019年度 第112期	2020年度 第113期	2021年度 第114期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		107,718	100,159	84,720	104,024
営 業 利 益 (百万円)		7,262	4,168	1,315	5,042
経 常 利 益 (百万円)		6,630	3,660	874	4,836
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,135	2,740	104	1,897
1株当たり当期純利益(円)		93.72	58.22	2.25	40.70
純 資 産 (百万円)		65,253	64,168	64,538	68,695
総 資 産 (百万円)		161,881	159,539	155,176	166,155

#### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2018年度 第111期	2019年度 第112期	2020年度 第113期	2021年度 第114期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)		67,732	62,860	54,197	65,868
営 業 利 益 (百万円)		2,789	1,432	723	1,499
経 常 利 益 (百万円)		4,026	2,653	2,159	2,564
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)		3,365	3,905	1,690	△197
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)		76.25	82.97	36.49	△4.24
純 資 産 (百万円)		50,374	51,162	52,372	51,482
総 資 産 (百万円)		106,465	105,178	110,247	109,208

- (注) 1. 2019年度(第112期)に過年度決算に関する会計処理の誤謬が判明したため、2018年度(第111期)につきましては、当該誤謬を訂正した後の金額を記載しております。
2. 2019年度(第112期)の期首より、製造の過程で生じる金属くず等の売却収入の計上区分の変更を行っており、2018年度(第111期)の企業集団の財産及び損益の状況及び当社の財産及び損益の状況については、遡及修正後の金額によっております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失については、当期純利益又は当期純損失を期中平均株式数(自己株式のほか、役員及び執行役員向け株式交付信託並びに大同メタル従業員持株会専用信託に関する各当社株式を除いています。)で除して算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第114期の期首から適用しており、第114期に係る財産及び損益については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### (4) 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営方針として、「企業理念」、「行動憲章」、「行動基準」、「行動指針」及び「環境基本方針」を掲げ、事業活動を通して社会に貢献してまいります。また、技術立社として、トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑技術）の領域をコアにテクノロジーリーダーとして、来るべき時代を見据え、技術を磨き、企業としての社会的責任を果たしていく所存であります。

2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として、「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）を推進しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な影響や環境変化が激しく、予測が難しい状況下ではあるものの、大同メタルグループの進化のスピードを上げて、揺るぎない体制を創りあげてまいります。

#### (5) 対処すべき課題

昨年5月14日に中期経営計画（2018年度～2023年度）に関する後半3年間の計画を発表してから、1年が経過いたしました。昨年5月時点において、事業をとりまく環境や会社経営をとりまく環境、働き方・働く人をとりまく環境の変化を認識しておりましたが、更なる材料費及び物流費の高騰等、現在に至るまで、一層厳しい事業環境が続いております。他方、そのような中におきましても、自動車産業、船舶業界等において新型コロナウイルス感染症による影響からの需要の回復が国内外で見られ、また、当社グループを挙げた生産性の向上や合理化によるコストダウン等の更なる固定費・経費の削減に取り組みました。その結果、2021年度時点の目標であった「売上高：920億円」、「営業利益：35億円」、「営業利益率：3.8%」に対し、「売上高：1,040億円（+120億円）」、「営業利益：50億円（+15億円）」、「営業利益率：4.8%（+1.0%）」となり、計画を上回る結果を達成することができました。

未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、材料費高騰の継続、半導体需要逼迫の長期化、ウクライナ情勢悪化による資源価格高騰等、先行きの見通しはさらに不透明感を増しておりますが、当社グループは、中期経営計画に掲げた「既存事業の磨き上げ」、「新規事業の創出・育成」、「強固な基盤の確立」、「組織・コミュニケーションの活性化」を基本戦略とし、事業をとりまく環境やその変化を捉え、柔軟に、かつ迅速に対応することで、さらに収益を向上させていく所存です。

2021年度の主な実績及び対処すべき課題は以下のとおりです。

<第1の柱：既存事業の磨き上げ>

##### ① 自動車用エンジン軸受、自動車用エンジン以外軸受

既存事業におけるマーケットシェア(2021年暦年、当社推定)につきましては、2020年に引き続き自動車エンジン用半割軸受において世界トップシェア（36.7%）を達成

いたしました。EV化が進展している中ではありますが、EV化の進展による内燃機関の需要の減少までには猶予があると見込まれます。当社としましては、設備投資については慎重に検討・対処しつつも、市場の顕在ニーズ及び潜在ニーズに確実に応え、トラックエンジン用軸受の拡販やガソリンエンジン用軸受の新規開拓等により更なるシェア拡大を目指してまいります。

自動車用エンジン以外軸受につきましては、市場のニーズに対応した新製品・新用途の拡販を、さらにスピードを上げて進めてまいります。

## ② 非自動車用軸受

船用低速ディーゼルエンジン用軸受のマーケットシェア(2021年暦年、当社推定)につきましても、2020年に引き続き、世界トップシェア(66.0%)を達成いたしました。特に大型コンテナ船やLNG船等の需要の高まりといった受注環境の好転が継続していることに伴い、海外の新規顧客を取り込むことができ、シェア拡大に繋がりました。また、船用中高速ディーゼルエンジン用軸受についても、国内・海外市場の積極的な開拓によりシェア拡大を果たすことができました。今後も生産性及び競争力を高め、更なるシェア拡大を目指してまいります。

また、一般産業分野におけるエネルギー分野においては、火力発電向けのガスタービンや蒸気タービン用軸受の需要の増加が当面の間継続することが想定されるため、マーケットシェアの拡大を目指すと共に、小水力分野の開拓も進めてまいります。

## ③ 自動車用軸受以外部品

アルミダイカスト製品については、主に電動化自動車用アルミダイカスト製品を生産する新子会社であるDMキャスティングテクノロジー(タイ)CO., LTD.が2021年夏に本格的な量産を開始しました。電動化自動車用部品の積極的な開拓により、2021年度売上高目標を達成することができました(目標に対し、+2億円となりました)。収益的には、不良率低減を含む歩留りの向上や物流コスト等になお課題があると考えていますので、2022年も売上拡大とあわせて収益改善にも取り組んでまいります。

曲げパイプ、ノックピン、NC切削品などの部品についても、日本や北米、中国における堅調な需要回復により、2021年度売上高目標を達成することができました(目標に対し、+2億円となりました)。

## <第2の柱：新規事業の創出・育成>

グリーンエネルギーへの貢献として、風力発電用軸受の積極的な市場開拓に継続して取り組んでおります。2022年春には、風力発電用軸受に関する基礎技術開発(設計及び評価)を専業で行う独立組織「風車技術研究所」を新設し、風車ビジネスの拡販に向けてさらにスピードアップを図ってまいります。

また、当社グループ主力事業であります自動車業界においてはEV化の進展が加速していることから、「電動化対応推進センター」を新設し、EV化への対応のみならず、化石燃

料を用いない自動車（水素燃料車等）への対応等、自動車業界におけるニーズを新規ビジネスに結びつけるべく取り組んでまいります。

さらに、環境、エネルギーに優しい材料、機能をもつ商品の開発等に繋がる新領域研究につきましても、当社コア技術の基礎研究や新領域における技術開発を通じて、当社が長年培ってきた技術を最大限活用しながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。

#### <第3の柱：強固な基盤の確立>

当社グループは、グローバル企業として持続可能な社会の実現に貢献すべく、「ステークホルダーにとっての影響度」と「当社グループにとっての重要度」の2軸からESGの各分野で優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。

そして、昨今の環境意識の高まり、日本政府の2050年における「カーボンニュートラル実現」などの動きを踏まえ、当社グループの戦略を策定し、各種施策を統括する専門組織「カーボンニュートラル推進センター」を新設し、カーボンニュートラルの実現に向けても取り組んでまいります。

2021年度においては、技術開発体制において世界5拠点の技術開発情報の共有を継続実施しましたが、2022年春には日本と海外との人材交流も図ってまいります。

さらに、リスク管理の観点でも、海外拠点含め管理体制を再構築し、昨今製造業各社が被害を受けているサイバー攻撃への対応を強化いたしました。また、強化した品質監査基準にて品質保証制度の運用を一部開始し、更なる品質向上を目指していくと共に、事業運営・日常業務に対するガバナンスの強化、リスク管理体制の強化も引き続き行ってまいります。

#### <第4の柱：組織・コミュニケーションの活性化>

当社グループは、コミュニケーションの活性化に向け、各種社内コミュニケーションツールの充実を図ると共に、中期経営計画（2018年度～2023年度）に関する後半3年間の計画初年度である2021年は、当該計画の浸透を目的として、策定を主管した経営企画部門と各部門や関係会社各社との直接対話を実施してまいりました。

また、当社は、従業員の心身の健康増進を重要な経営課題の1つとして捉え、さまざまな活動を行った結果、2022年3月に経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の認定を受けることができました。今後も、多様な人材が多様な働き方で活躍できる職場づくりの実現と職場の整備を、引き続き推進してまいります。

※文中における将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断した一定の前提に基づいたものであります。これらの記載は実際の結果とは異なる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

## (6) 主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
自動車用エンジン軸受	自動車（乗用車・トラック・レーシングカー）エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、エンジン補機（ターボチャージャー・バルancer機構）用軸受など
自動車用エンジン以外軸受	自動車部品（トランスミッション、ショックアブソーバー、空調用コンプレッサー、ステアリング、インジェクションポンプ等）用軸受など
非自動車用軸受	低速（2サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、中高速（4サイクル）ディーゼルエンジン用軸受、発電（水力・火力・風力）用特殊軸受、産業用（コンプレッサー・増減速機等）特殊軸受など
自動車用軸受以外部品	自動車用エンジンやトランスミッション周辺の高精度・高品質部品（曲げパイプ、ノックピン、NC切削品等）、自動車用アルミダイカスト製品など
その他	電気二重層キャパシタ用電極シート事業、金属系無潤滑軸受事業、ポンプ関連製品事業、不動産賃貸事業など

## (7) 企業集団の主要拠点及び従業員の状況

### ① 企業集団の主要拠点

#### ア. 当社

本社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、浜松営業所（浜松市中区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）、北関東営業所（埼玉県熊谷市）
国内生産拠点	犬山事業所（バイメタル製造所、犬山工場、前原工場）、TMB S（ターボマシナリーベアリングシステム）工場、その他（愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）



## イ. 子会社

国内販売拠点	大同メタル販売(株) (愛知県犬山市)、エヌデーシー販売(株) (千葉県習志野市)
海外販売拠点	DMSコリアCO., LTD. (韓国)、広州原同貿易有限公司 (中国)、大同メタルU.S.A.INC. (米国)、大同メタルメキシコ販売 S.A. DE C.V. (メキシコ)、中原大同股份有限公司 (台湾)、PT. 飯野インドネシア (インドネシア)、ISSアメリカINC. (米国)、大同メタルヨーロッパ GmbH (ドイツ)、大同メタルヨーロッパ LTD. (イギリス)
国内生産拠点	エヌデーシー(株)習志野工場 (千葉県習志野市)、エヌデーシー(株)神崎工場 (千葉県香取郡)、大同プレーンベアリング(株) (岐阜県関市)、大同インダストリアルベアリングジャパン(株) (愛知県犬山市)、大同メタル佐賀(株) (佐賀県武雄市)、(株)飯野製作所矢板工場 (栃木県矢板市)、(株)飯野製作所田島工場 (福島県南会津郡)
海外生産拠点	ダイナメタルCO., LTD. (タイ)、同晟金属(株) (韓国)、PT.大同メタルインドネシア (インドネシア)、大同精密金属 (蘇州) 有限公司 (中国)、大同メタルメキシコ S.A. DE C.V. (メキシコ)、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD. (イギリス)、大同メタルコントロールAD (モンテネグロ)、大同メタルチェコス.r.o. (チェコ)、大同メタルロシアLLC (ロシア)、韓国ドライベアリング(株) (韓国)、飯野 (佛山) 科技有限公司 (中国)、フィリピン飯野CORPORATION (フィリピン)、ISSメキシコマニファクチュアリング S.A. DE C.V. (メキシコ)、ATAキャスティングテクノロジーCO., LTD. (タイ)、DMキャスティングテクノロジー (タイ) CO., LTD. (タイ)
国内のその他拠点	大同ロジテック(株) (愛知県犬山市)、(株)アジアケルメット製作所 (東京都大田区)、(株)飯野ホールディング (東京都品川区)、ATAキャスティングテクノロジー ジャパン(株) (東京都品川区)
海外のその他拠点	スーパーカブファイナンシャルCORPORATION (フィリピン)

## ② 従業員の状況

### ア. 連結会社の従業員 (2022年3月31日現在)

従業員数 (名)		前期末比増減(名)	
国内	2,502	減	21
海外	4,482	増	210
合計	6,984	増	189

- (注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計429名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### イ. 当社の従業員

(2022年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,365	増 8	39.9	16.1

- (注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計127名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社等の状況

(2022年3月31日現在)

名 称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(連結子会社) 大同ロジック(株)	45百万円	100.0%	物流業、保険代理店業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受等の販売	
大同プレーンベアリング(株)	300百万円	100.0%	軸受・治具等の製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	58.8%	軸受・カルム・バイメタル(軸受材料)の製造	
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受・カルムの販売、保険代理店業	注2
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)	80百万円	100.0%	軸受の製造	
(株)アジアケルメット製作所	55百万円	100.0%	不動産賃貸等	
大同メタル佐賀(株)	100百万円	100.0%	バイメタル(軸受材料)の製造	
(株)飯野ホールディング	96百万円	100.0%	持株会社	
(株)飯野製作所	96百万円	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の製造・販売	注2
ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)	310百万円	100.0%	自動車用アルミダイカスト製品の設計・開発・販売	
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千人民元	90.2% (16.2%)	軸受の製造・販売	注2
飯野(佛山)科技有限公司	7,796千人民元	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の製造・販売	注2
中原大同股份有限公司	120百万新台幣元	50.0%	軸受の販売	注1
同晟金属(株)	6,120百万 韓国ウォン	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ダイナメタルCO.,LTD.	200百万 タイバーツ	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ATAキャスティングテクノロジーCO.,LTD.	355百万 タイバーツ	100.0% (99.9%)	自動車用アルミダイカスト製品の製造・販売	注2
DMキャスティングテクノロジー(タイ)CO.,LTD.	500百万 タイバーツ	99.9%	自動車用アルミダイカスト製品の製造	
PT.大同メタルインドネシア	13,748百万 インドネシアルピア	50.0%	軸受の製造・販売	注1
PT.飯野インドネシア	2,845百万 インドネシアルピア	99.0% (99.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の販売	注2

名 称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
フィリピン飯野 CORPORATION	1,393百万円	99.9% (99.9%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
スーパーカブファイナンス CORPORATION	100百万 フィリピンペソ	59.9% (59.9%)	販売金融	注2
大同メタル U.S.A.INC.	40,900千米ドル	100.0%	軸受の製造・販売	
ISS アメリカ INC.	650千米ドル	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.	283,328千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の製造	注2
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	2,644千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の販売	注2
ISS メキシコマニファクチャリングS.A.DE C.V.	22,400千 メキシコペソ	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	13,500千英ポンド	100.0%	軸受の製造	
大同メタルヨーロッパLTD.	3,613千英ポンド	100.0%	軸受の販売	
大同メタルコトールAD	26,535千ユーロ	99.6%	軸受の製造・販売	
大同メタルヨーロッパGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受の販売	
大同メタルチェコ s.r.o.	50百万 チェココルナ	100.0%	軸受の製造	
大同メタルロシア LLC	1,200百万 ロシアルーブル	99.9%	軸受の製造・販売	
(持分法適用非連結子会社) 韓国ドライベアリング(株)	3,100百万 韓国ウォン	50.0% (50.0%)	軸受の製造・販売	注1,2
(持分法適用関連会社) BBL大同プライベートLTD.	160百万 インドルピー	50.0%	軸受の製造・販売	
シポウ・アサヒモルズ(タイ) CO.,LTD.	205百万 タイバーツ	40.6% (40.6%)	ダイカスト用金型の製造・販売	注2
NPRオプヨーロッパGmbH	2,500千ユーロ	30.0%	自動車関連製品の販売等	

(注) 1. 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	18,799
株式会社三菱UFJ銀行	8,852
株式会社三井住友銀行	4,754
株式会社日本政策投資銀行	3,678
三井住友信託銀行株式会社	2,537

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,520,253株(自己株式数1,344株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 13,385名(前事業年度比747名増)
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,883	10.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,176	4.58
三井住友信託銀行株式会社	1,978	4.16
株式会社みずほ銀行	1,977	4.16
株式会社三菱UFJ銀行	1,822	3.83
大同メタル友栄会持株会	1,663	3.50
大同メタル従業員持株会	1,489	3.13
東京海上日動火災保険株式会社	1,107	2.33
ザセリワタナインダストリーカンパニーリミテッド703000	1,000	2.10
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	886	1.86

(注) 持株比率は自己株式(1,344株)を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式411千株(役員及び執行役員向け株式交付信託に関するもの)並びに野村信託銀行株式会社(大同メタル従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式330千株(大同メタル従業員持株会専用信託に関するもの)は含めておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に退任した3名の取締役に対して、次のとおり当社株式を交付しております。

・取締役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	14,080株	3名

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名			担当・管掌及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼最高経営責任者	判 治 誠 吾			一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事
代表取締役社長 兼最高執行責任者	三 代 元 之			管掌：監査センター、秘書室
取 締 役 兼常務執行役員	佐 藤 善 昭			技術ユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室
取 締 役 兼常務執行役員	墓 越 繁 昌			人事企画ユニット長 管掌：購買センター、環境安全センター
取 締 役	武 井 敏 一	社外	独立	金融広報中央委員会 会長
取 締 役	星 長 清 隆	社外	独立	学校法人藤田学園 理事長
常 勤 監 査 役	玉 谷 昌 明			—
監 査 役	田 辺 邦 子	社外	女性	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー
監 査 役	松 田 和 雄	社外	独立	住友ベークライト(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 武井敏一氏及び星長清隆氏は、社外取締役であります。また、当社は両氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
2. 監査役 田辺邦子氏及び松田和雄氏は、社外監査役であります。また、当社は松田和雄氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。

3. 取締役 武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務めるなど、国際業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、組織運営に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 田辺邦子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 松田和雄氏は、長年に亘り金融機関、事業会社の取締役及び監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 樫山恒太郎氏、佐々木利行氏及び井川雅樹氏は、2021年6月29日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任しました。
8. 当事業年度中の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
2021年6月29日	三代 元之	管掌：監査センター、秘書室	経営企画ユニット長
2021年6月29日	佐藤 善昭	技術ユニット長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室	技術ユニット長 管掌：第1カンパニー、バイメタル製造所
2021年6月29日	墓越 繁昌	人事企画ユニット長付 管掌：購買センター、環境安全センター	人事企画ユニット長付
2021年7月1日	佐藤 善昭	技術ユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室	技術ユニット長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室
2021年7月1日	墓越 繁昌	人事企画ユニット長 管掌：購買センター、環境安全センター	人事企画ユニット長付 管掌：購買センター、環境安全センター

9. 2022年4月1日以後の取締役の担当及び管掌の異動の状況

異動年月日	氏名	新	旧
2022年4月1日	佐藤 善昭	コンプライアンスユニット長 兼 電動化・カーボンニュートラル対応ユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室	技術ユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：バイメタル製造所、品質企画室

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月26日開催の第107回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役武井敏一、社外取締役星長清隆、監査役玉谷昌明、社外監査役田辺邦子、社外監査役松田和雄の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・各氏が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、各氏はそれぞれ法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、各氏に会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び子会社が保険料の全額を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者（当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人）が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものとなります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その決定方法及び概要は次のとおりです。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、報酬の客観性・透明性を確保すること等を目的に社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボードを設置しておりましたが、当社の経営の透明性の確保を目的として、新たに指名委員会及び報酬委員会を設置しました。これに伴い、当社は、2022年2月25日開催の取締役会において決定方針を変更・更新しております。

#### (a) 決定方針の決定方法

当社は、取締役報酬規程において、取締役の報酬及びその水準が取締役に相応しい人材の確保・維持、及び業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能することを基本方針としております。当社は、当社の経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上（その過半数を社外取締役とする）で構成する報酬委員会を設置した上で、当該報酬委員会からの答申内容を踏まえつつ、取締役会において決定方針の内容を審議・決定しております。

#### (b) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」、「株式報酬」により構成します。ただし、社外取締役の報酬については、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

##### (i) 「月額報酬」

月額報酬は、代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、以下詳述するとおり前連結会計年度のグループの連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味し、「固定報酬」に加算されて毎月支給される「連結業績連動報酬」から構成されます。

このうちの「固定報酬」の個別の支給額は、予め定めてある役位に応じた支給基準額(固定額)に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、「連結業績連動報酬」の個別の支給額は、予め定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額、並びに個人



別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(ii) 「賞与」

株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けると共に、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、その個別の支給額は、予め定めてある役員、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額表に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(iii) 「株式報酬」

当社は、予め取締役会において定めた株式交付規程に基づき、各取締役（社外取締役を除きます。）に対してポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します。）を付与しますが、各取締役に付与されるポイントについては、役員及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて連動する「業績連動部分」と、中期経営計画における業績目標の達成度等とは連動せずに役位に応じて定まる「固定部分」から構成されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(a) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額（役員賞与及び使用人兼務取締役の使用人分給と、業績連動型株式報酬を除く。）は、年額400百万円以内であり、当該決議に係る取締役の員数は7名であります。

また、2019年6月27日開催の第111回定時株主総会において、2019年度（第112期）から2023年度（116期）までの5事業年度の間在任する取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議しており、当社が拠出する金銭の上限は合計400百万円、各取締役に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します。）であり、当該決議に係る取締役の員数は6名であります。

(b) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であり、当該決議に係る監査役の員数は4名（うち社外監査役が3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬額については、取締役会からの再一任により、代表取締役会長兼最高経営責任者である判治誠吾が当社株主総会による役員報酬に関する決議内容の範囲内において、予め定めてある上記支給基準額表等に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を尊重しながら、個別の支給額を決定しております。これらの権限を代表取締役会長兼最高経営責任者に委任した理由は、代表取締役会長兼最高経営責任者が取締役個人別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）を評価するに当たり最も適していると判断したためです。

また、取締役会は、取締役の個別の支給額が決定方針に則して適切に決定されているかを監督するため、代表取締役会長兼最高経営責任者から取締役の個人別の支給額及びその決定理由の概要の報告を受けた上で、その相当性について審議しております。そして、取締役会としては、このような監督手続を経ていることから、取締役の個別の支給額が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役)	275百万円 (24百万円)	197百万円 (24百万円)	51百万円 (一百万円)	26百万円 (一百万円)	9名 (2名)
監 査 役 (社外監査役)	42百万円 (26百万円)	42百万円 (26百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	3名 (2名)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役（5名）に対する使用人分給与は39百万円であります。
3. 「株式報酬」は、非金銭報酬等を含めています。
4. 業績連動報酬等（「連結業績連動報酬」及び「賞与」）の個別の支給額の算定の基礎として選定している業績指標の内容及びその算定方法は、上記①のとおりです。当社は、「連結業績連動報酬」及び「賞与」に係る指標として連結売上高及び売上高当期純利益率を選定しておりますが、これらの指標が中期経営計画における2本の柱（「既存事業の磨き上げ」及び「新規事業の創出・育成」）の達成と密接に関連し、有用であると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が104,024百万円、売上高当期純利益率が1.8%であります。当社は、2022年6月29日開催の第114回定時株主総会上程させていただく第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、「賞与」として39百万円を支払う予定であり、当該「賞与」を含む業績連動報酬等の総額は上記のとおり51百万円となる見込みです。
5. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除きます。）に対して「株式報酬」を交付しており、その内容は上記①のとおりです。当社は、「株式報酬」の「業績連動部分」に係る指標として連結売上高、売上高営業利益率及びROE（自己資本当期純利益率）を選定しておりますが、これらの指標を用いることによって取締役の報酬が当社の業績及び株式価値に連動することになるため、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブの付与に資すると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が104,024百万円、売上高営業利益率が4.8%、ROEが3.3%でした。当社は、当事業年度において、株式交付規程に基づき各取締役に対してポイントを付与すると共に、2021年6月29日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名に対して当社株式を交付しました。
6. 監査役の報酬については、監査役としての独立性及び中立性を担保するために「固定報酬」のみとし、個人別の報酬額は、監査役との協議により決定されます。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
武井 敏一 (社外取締役)	金融広報中央委員会 会長	当社と金融広報中央委員会との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
星長 清隆 (社外取締役)	学校法人藤田学園 理事長	当社と学校法人藤田学園との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
田辺 邦子 (社外監査役)	田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー	当社と田辺総合法律事務所との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
松田 和雄 (社外監査役)	住友ベークライト(株) 社外取締役	当社と住友ベークライト(株)との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

(注) 松田和雄氏は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、2003年5月に同氏が同行を退任してから既に10年超が経過いたしております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。

### ② 各社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	各社外役員が行った職務の概要
取締役	武井 敏一	取締役会15回のうち15回に出席したほか（出席率100%）、指名委員会・報酬委員会にも出席しました。取締役会では、必要に応じて金融分野及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知見に基づく発言を行ったことに加えて、世界的な政治・経済・金融分野の動向に関する情報を定期的に発信する等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うと共に、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
取締役	星長 清隆	取締役会15回のうち15回に出席したほか（出席率100%）、指名委員会・報酬委員会にも出席しました。取締役会では、必要に応じて病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験に基づく発言を行ったことに加えて、医師として新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた業務の展開・運営に関する発言を行う等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うと共に、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	田辺 邦子	取締役会15回のうち15回（出席率100%）、及び監査役会15回のうち15回に出席し（出席率100%）、弁護士としての豊富な経験に基づき監査職務を執行すると共に、必要に応じて企業法務に精通した専門的見地に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	松田 和雄	取締役会15回のうち15回（出席率100%）、及び監査役会15回のうち15回に出席し（出席率100%）、銀行や証券会社における財務及び国際業務で培ってきた知見や、製造会社の経営に携わった知識、経験を活かして監査職務を執行すると共に、必要に応じて企業経営の会計及び業務執行を統治する見識に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。

## (6) その他会社役員に関する重要な事項

### 【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】

当社では、取締役・監査役及び執行役員候補者の選任・指名については、社内規程に定める選任基準に基づき、業務経験、経営感覚、指導力、統率力、人格、倫理観、健康等を考慮し、取締役会において協議し決定しております。ただし、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得た上でっております。

また、取締役・監査役及び執行役員の解任についても、社内規程に定める解任基準に基づき、これらの者の言動による当社の信用や企業価値の毀損程度、上記選任基準への抵触程度等を考慮し、取締役会において決定することとしております。

### 【取締役・監査役候補者の指名・選解任について】

候補者の選任にあたっては、取締役候補者として経営感覚・指導力・統率力に優れていることや、役員に相応しい人格や意見等を有することなどを総合的に勘案しつつ、取締役会において候補者の選任決議をしております。その際、取締役候補者については指名委員会の諮問に対する答申を受けた上で、その指名理由を踏まえた審議を行っております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、取締役候補者の選任に関する客観性・透明性を確保すること等を目的に社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボードを設置しておりましたが、当社の経営の透明性の確保を目的として、新たに指名委員会及び報酬委員会を設置しました。これに伴い、当社は、取締役候補者の選任に関する諮問機関を、従前のアドバイザリーボードから、取締役会決議によって選定された取締役3名以上（その過半数を社外取締役とする）で構成する指名委員会へと変更しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	支払額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	61百万円
当社及び当社子会社が監査公認会計士等に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

- (注) 1. 監査証明業務に基づく報酬には、英文財務諸表に関する2百万円を含んでおります。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、当該事業年度の報酬について、会計監査人から事前に説明を受けた監査計画、監査内容やそれに伴う報酬の見積りの算定根拠等を確認し、また、前事業年度の見積りと実績の差異の分析結果などを総合的に検討した結果、妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断された場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。
- ② 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。
- ③ 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に際しては、できる限り早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集及び審議を行うものとし、会社法第340条第1項、第4項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任又は不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条第1項、第3項に基づき、その監査能力、信用力、監査報酬等を総合的に勘案した上で、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

## (6) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、及び日本監査役協会公表の「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の14項目を参考にした「評価基準」に基づき、経営執行部門からの意見聴取及び会計監査人からの報告聴取を行った上で、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬等の水準及び監査役・経営者・内部監査部門とのコミュニケーションの状況等を総合的に評価することによって、会計監査人を選定しております。

監査役会は、有限責任監査法人トーマツに関しては、その品質管理体制、監査チームの独立性等の評価項目いずれについても問題がないため、2022年度についても当社の会計監査人として選定することが適切であると考えております。



## (7) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているかを評価するために、「(6) 会計監査人の選定方針と理由」記載のとおり、予め設定している「評価基準」に基づき総合的な評価を行っております。

当社の監査役及び監査役会は、有限責任監査法人トーマツについては、実効的な経営機関を設け、組織的な監督・評価機関が有効であること、職業倫理の遵守及び監査チームの独立性、監査報酬等の水準が合理的であること、また監査役や経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションが円滑であること等から、監査品質を維持し適切に監査していることを確認・評価しております。

## 6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

当社の株式会社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務センターを取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の責任部門とする。
- ② 総務センターは、「取締役会規則」、「取締役会細則」、「機密管理規程」を含む取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するものとし、当該情報の保存及び管理を担当する部門に必要な対応を指示することができる。
- ③ 前項が規定する取締役の職務の執行に係る情報とは、次のものを指す。
  - ア. 取締役会議事録、経営戦略会議議事録等
  - イ. 中期経営計画書、短期経営計画書等
  - ウ. 買収・出資等に関わる重要な契約書等
  - エ. その他、稟議書等の取締役会が指定した重要な情報

### (2) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を当社の損失の危険に関する規程その他の体制の責任委員会とする。
- ② リスク管理委員会は「リスク管理規程」に従いリスクを適正に管理する体制を整備する。
- ③ リスク管理委員会は、経営上モニタリングを行うべきリスク項目を定めた上で、取締役会に報告をする。



- ④ リスク管理委員会は、リスク項目毎に低減対策の統括部署を定め、進捗管理を進めると共にリスクの管理状況（結果）について取締役会に報告する。
- ⑤ リスク管理委員会は、下部組織として情報管理部会を設置し、情報管理に係る全社的な方針を定め、体制強化を図る。

### **(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営企画センターを、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 各所管部門は、当社の経営方針を踏まえ、中期経営計画、短期経営計画、設備投資計画、資金計画等の経営計画の策定及び経営資源の配分の立案を行う。
- ③ 各所管部門は、経営計画の進捗状況に関する各担当部門からの報告を取りまとめ、取締役会において報告する。
- ④ 経営企画センターは、効率的かつ適正な組織の構築や業務執行に資するよう、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を必要に応じ整備（制定・改訂）する。
- ⑤ 業務執行取締役は、自己の職務が効率的に行われていること及び適正な意思決定がなされていることを、取締役会に3か月に1回以上報告する。

### **(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 企業行動倫理委員会を当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の責任委員会とする。
- ② 企業行動倫理委員会は、社内規程等を遵守していく上での「行動憲章」「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経てその内容を改訂する。
- ③ 企業行動倫理委員会は「行動基準運用管理規程」に基づいて、コンプライアンスに関する規程その他の重要事項の審議を行い、担当する部門に必要な対応を指示する。
- ④ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施させ、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。
- ⑤ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を取締役会及び監査役会に報告する。

- ⑥ 総務センターは、「行動基準」に掲載された「反社会的勢力に対する姿勢」に対して、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体に毅然とした態度で対決すべく全社的な統括を行う。
- ⑦ 総務センターは、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑われる団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起を含めた一元管理を行う。

#### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① コンプライアンスセンター及び経営企画センターを、当社グループにおける『内部統制システム』の責任部門とし、グループ会社に対しても『内部統制システム』の整備、運用を推進する。
- ② コンプライアンスセンターは、グループ会社におけるコンプライアンス体制が適正かつ有効に運用及び評価されるよう、グループ会社へ「行動憲章」「行動基準」を周知徹底すると共に、必要な規程・手順等の整備を推進する。
- ③ 経営企画センターは、当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」の見直しを適宜実施し、グループ会社全体に周知徹底する。
- ④ 経営企画センターは、グループ会社それぞれの組織体制、業務執行状況及び財務状況等を把握すると共に、グループ会社に対しこれらの具体的な状況等について「月次報告書」等で毎月報告を行わせる。
- ⑤ リスク管理委員会は、グループ会社における損失の危険（リスク）の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について定期的に当社のリスク管理委員会に報告を行う。
- ⑥ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターに指示して、グループ会社におけるコンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報を収集し、その原因の分析及び再発防止策の徹底を図ると共に、グループ会社の役職員に対するコンプライアンス教育の定期的な実施を推進する。
- ⑦ 企業行動倫理委員会は、コンプライアンスセンターからの報告を踏まえ、定期的にグループ会社それぞれのコンプライアンスの実現・向上のための取り組み状況を当社の取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑧ 各責任部門は、取締役会及び監査役会への定期報告の際に、グループ会社の『内部統制システム』の各体制の整備及び運用状況についても報告する。

## **(6) 当社の監査役補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性を確保するための体制**

- ① 経営企画センターを、監査役補助使用人の配置、独立性確保の体制の責任部門とする。
- ② 当社の監査役を日常的に補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
- ③ 「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
- ④ 「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

## **(7) 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制**

- ① コンプライアンスセンターチーフを、当社の監査役に報告するための体制の責任者とする。
- ② 当社の取締役等及び使用人は、法定事項に加え、次の事項に関し、発生した段階で速やかに、当社の監査役に報告する。
  - ア. 監査役が出席しない経営会議等で審議・報告された案件
  - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ウ. 監査センターが実施した当社グループの内部監査の結果
  - エ. 内部通報に関する通報等の状況及びその内容
  - オ. 上記のほか、当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ③ 「内部通報・報告相談規程」で社内及び社外の内部通報・報告相談窓口について規定し、内部通報体制の整備及び運用について当社の従業員へ周知徹底する。また、国内グループ会社の役職員に対しても社外の内部通報・報告相談窓口について周知を図ることにより、コンプライアンス違反又はその疑いのある事案に関する情報の収集に努める。
- ④ グループ会社の役職員又は当該役職員から報告を受けた者は、当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
- ⑤ 内部通報に基づき違反行為等が明らかになった場合は、コンプライアンスセンターチーフは「企業行動倫理委員会」において改善・是正措置及び再発防止策について実施状況を報告し、調査結果とあわせ、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 当社は、当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の役職員を含む）が当該報告のみを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

**(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① コンプライアンスセンターを監査役が実効的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
- ② 当社は、当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめると共に、当社グループが対処すべき課題及び当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役が実施する監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。
- ③ 当社は、当社の監査役が職務執行に必要な監査費用について、前払い又は請求後に所要額を支払うものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、当社グループでは「情報管理ガイドライン」により基本的な考え方を示すと共に、取締役会議事録他の社内文書につきまして「文書管理規程」及び「機密管理規程」の定めに従い保存期間や管理方法を定める等、的確な保存管理の実現を図っております。損失の危険の管理につきましては、年間2回のリスク管理委員会を開催し、国内外の関係会社を含む当社グループ全体のリスクについて洗い出しを行い、リスク低減対策を講じ、その結果を取締役に報告しております。

また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、中期経営計画に基づき、年度経営方針、短期経営計画を作成し、それらを当社グループ全体に徹底させることにより効率的な業務執行の実現を目指し、部門長会議及び方針管理報告会において、その達成状況を検証いたしました。

さらに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ会社においてコンプライアンス違反又はその疑いのある事案が発生した場合に、当社に対して報告を行う体制を整備しており、報告を受けた内容は取りまとめの上、取締役会及び監査役に報告しております。

また、グループ会社から当社に対し予算、設備投資、リスク管理、コンプライアンス状況等の申請・報告を行う制度を整備しており、2021年度には海外グループ会社のリスク管理体制を調査した上で、必要に応じてその見直しを支援する等、更なる体制強化を推進いたしました。

なお、当社は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、2020年4月に新型コロナウイルス対策委員会を設置いたしました。同委員会が中心となって在宅勤務制度やリモート会議の積極的な活用、新型コロナワクチン職域接種の推進を行う等、継続的な感染予防対策を実施したことにより、業務の適正を確保するための体制の運用に大きな支障を及ぼすような事態は発生しておりません。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は、将来に向けた持続的な成長を確実なものとする上で極めて難しい舵取りを要求されます。

安定的な発展と成長を確実なものとし、持続的な企業価値の向上を図っていくため、2018年度から2023年度までの6カ年の中期経営計画として「Raise Up "Daido Spirit" ~Ambitious, Innovative, Challenging~」（“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～）を推進しております。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持してくださる方に、バランスよく株式を保有していただくことが望ましいと考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取り組み

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

ア. 中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・ 当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。



- ・ 今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産・販売・技術の拠点体制の整備、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、新事業の創出、育成に向けた取り組みや経営基盤の強化、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいる所存です。

#### イ. 従業員による株式保有の推進

- ・ 当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給すること等により、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・ 当社は中期経営計画における業績目標の達成と当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたってのインセンティブの付与及び福利厚生を増進を目的として2019年度に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」を導入しております。
- ・ 引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

#### ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・ 当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

### ② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立つての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とすると共に、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

### (3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

## 9. 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については定款規定に従い取締役会であります。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり15円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた当期の年間配当は1株当たり25円となります。

なお、次期の配当につきましては、1株当たり年間25円（中間配当10円、期末配当15円）を予定いたしております。また、2022年6月29日開催の第114回定時株主総会に上程させていただく第2号議案が原案どおり承認可決されますと、期末配当の決定機関は株主総会又は取締役会となります。

## 10. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については当社ウェブサイト掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しておりますので、当該報告書をご参照ください。

(<https://www.ir.daidometal.com/management/governance.html>)

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>85,928</b>	<b>流動負債</b>	<b>65,414</b>
現金及び預金	23,018	支払手形及び買掛金	8,555
受取手形	1,107	電子記録債権	11,130
売掛金	23,444	短期借入金	27,055
電子記録債権	2,732	1年内返済予定の長期借入金	7,733
商品及び製品	14,606	リース債権	668
仕掛品	10,864	未払法人税等	1,522
原材料及び貯蔵品	8,073	契約引当金	88
その他の金	2,206	役員賞与引当金	1,555
貸倒引当金	△126	役員補償引当金	39
		製品補償引当金	74
		営業外電子記録債権	521
		その他の	6,467
<b>固定資産</b>	<b>80,227</b>	<b>固定負債</b>	<b>32,045</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>57,291</b>	長期借入金	19,678
建物及び構築物	16,693	リース債権	1,992
機械装置及び運搬具	24,119	繰延税金負債	2,201
土地	9,875	株式給付引当金	49
リース資産	3,097	役員株式給付引当金	41
建設仮勘定	2,577	債務保証損失引当金	143
その他の	926	退職給付に係る負債	7,514
		資産除去債	17
		その他の	406
<b>無形固定資産</b>	<b>11,497</b>	<b>負債合計</b>	<b>97,460</b>
のれん	5,152	純資産の部	
リース資産	19	<b>株主資本</b>	<b>58,534</b>
その他の	6,325	資本金	8,413
		資本剰余金	13,114
		利益剰余金	37,567
		自己株式	△560
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,439</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,805</b>
投資有価証券	5,450	その他有価証券評価差額金	981
長期貸付金	212	為替換算調整勘定	906
退職給付に係る資産	3,203	退職給付に係る調整累計額	△82
繰延税金資産	1,541	<b>非支配株主持分</b>	<b>8,355</b>
その他の	1,084	<b>純資産合計</b>	<b>68,695</b>
貸倒引当金	△52	<b>負債純資産合計</b>	<b>166,155</b>
<b>資産合計</b>	<b>166,155</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		104,024
売上原価		77,266
売上総利益		26,758
販売費及び一般管理費		21,715
営業利益		5,042
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	155	
為替差益	227	
持分法による投資利益	108	
助成金収入	61	
その他	337	890
営業外費用		
支払利息	620	
固定資産除却損	222	
その他	253	1,096
経常利益		4,836
特別損失		
減損損失	456	456
税金等調整前当期純利益		4,379
法人税、住民税及び事業税	2,364	
法人税等調整額	△480	1,884
当期純利益		2,494
非支配株主に帰属する当期純利益		597
親会社株主に帰属する当期純利益		1,897

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>37,590</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,800</b>
現金及び預金	2,922	買掛金	6,506
受取手形	163	短期借入金	12,222
商品及び掛債	17,695	1年内返済予定の長期借入金	5,825
仕掛品	2,518	リース負債	388
原材料及び貯蔵品	2,837	未払消費税等	1,160
前払費用	4,106	未払法人税等	932
関係会社短期貸付金	2,652	契約引当金	472
未収金の他	158	前受り引当金	458
貸倒引当金	2,393	賞与引当金	61
	2,051	役員賞与引当金	49
	90	業外電子の引当金	956
	△0		39
			491
			2
<b>固定資産</b>	<b>71,617</b>	<b>固定負債</b>	<b>22,925</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,353</b>	長期借入金	15,057
建物	7,933	繰上り延税引当金	1,402
構築物	574	退職給付引当金	479
機械及び運搬器具	4,018	役員株式引当金	4,659
車両	3	関係会社除資本	49
工具及び備品	337	株主引当金	41
土地	5,079	役員株式引当金	480
建物	2,257	関係会社除資本	438
仮払資産	148	長期未払金	1
		繰上りの引当金	297
		その他	17
<b>無形固定資産</b>	<b>2,907</b>	<b>負債合計</b>	<b>57,726</b>
ソフトウエア	2,588	株主資本	50,693
施設	2	資本金	8,413
その他	12	資本剰余金	12,238
	303	資本剰余金のうち、準備金	8,789
		その他の資本剰余金	3,449
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,357</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>30,601</b>
投資関係会社出資	2,129	利益剰余金のうち、準備金	743
関係会社社長長期貸付金	29,933	利益剰余金のうち、固定資産圧縮積立	4,259
関係会社に対する長期貸付金	10,257	別途利益剰余金	21,000
従業員に対する長期貸付金	4,018	繰越利益剰余金	4,598
破産更生債権	20	<b>自己株式</b>	<b>△560</b>
長期前払費用	2	評価・換算差額等	789
長期前払費用	58	その他有価証券評価差額金	789
長期前払費用	2,994	<b>純資産合計</b>	<b>51,482</b>
長期前払費用	477	負債純資産合計	109,208
貸倒引当金	△1,535		
<b>資産合計</b>	<b>109,208</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		65,868
売上原価		52,207
売上総利益		13,660
販売費及び一般管理費		12,160
営業利益		1,499
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,419	
為替差益	40	
その他	129	1,589
営業外費用		
支払利息	133	
固定資産除却損	179	
その他	212	525
経常利益		2,564
特別損失		
関係会社出資金評価損	244	
関係会社株式評価損	1,720	
債務保証損失引当金繰入額	336	2,302
税引前当期純利益		261
法人税、住民税及び事業税	657	
法人税等調整額	△198	459
当期純損失(△)		△197

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大同メタル工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田 真樹  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大同メタル工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田 真樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、大同メタル工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査センターその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、2019年に判明した英国の連結子会社である大同メタルヨーロッパLTD.における売掛金滞留の問題につきましては、社内調査委員会の再発防止策の提言に沿って、業務プロセス・管理体制・組織・人員体制の強化見直しが実施され、また、滞留していた売掛金も当事業年度内で概ね回収に至ったことを確認しております。  
監査役会としましては、引き続き、関係部門とも情報共有を図り、再発防止に努めてまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 玉谷昌明 ㊟

社外監査役 田辺邦子 ㊟

社外監査役 松田和雄 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり15円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当実績1株当たり10円を加えた当期の年間配当は1株当たり25円となります。

#### 期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類  
金銭

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり 金15円  
配当総額 712,783,635円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会決議においても行うことができるよう、変更案のとおり第43条（剰余金の配当等の決定機関）及び第44条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第44条（剰余金の配当の基準日）及び第45条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～18. (条文省略) (新設) 19.前各号に付帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～18. (現行どおり) <u>19.電気通信事業</u> 20. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>① 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。

経営体制の一層の強化及び経営監督機能の強化を図るために、社外取締役を含む取締役の増員が必要であると考えております。

つきましては、現在の取締役の員数6名から2名の増員を行い、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、本招集ご通知26頁記載の【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】に基づき行っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
①	<p>はんじ せいご 判 治 誠 吾 (1942年1月2日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>【取締役会出席状況】 15回中15回出席</p>	<p>1965年4月 当社入社 1993年6月 当社取締役 第3事業部副事業部長 1994年4月 当社取締役 第1事業部長 1995年6月 当社代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2007年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者(現任) 2008年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 2010年6月 (株)ニチレイ 社外取締役 2018年5月 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 (現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事</p>	152,541株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>判治誠吾氏は、長年に亘り当社グループ全体の経営を担い企業価値向上を牽引しており、豊富な企業経営の経験と強力なリーダーシップに裏付けられた決断力・実行力を有しております。今後も引き続き当社グループの持続的な成長に貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
②	みよもとゆき 三代元之 (1955年9月8日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <b>【取締役会出席状況】</b> 15回中15回出席	1979年4月 ㈱富士銀行入行 1988年12月 同行 サンフランシスコ支店課長 1995年4月 同行 国際審査部次長 1998年10月 同行 ロンドン支店副支店長 2000年9月 同行 国際部参事役 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 シンガポール支店参事役 2004年9月 同行 アジア業務管理部参事役(香港駐在) 2007年3月 同行 国際管理部参事役 2008年9月 当社入社 2008年10月 大同メタルロシアLLC 副社長 2011年7月 当社執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2015年7月 当社上席執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2018年7月 当社常務執行役員 大同メタルロシアLLC 副社長 2019年4月 同 経営・財務企画ユニット長 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営・財務企画ユニット長 2021年4月 同 経営企画ユニット長 2021年6月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者(現任)	11,803株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 三代元之氏は、金融機関における豊富な国際経験を有しており、当社入社後も海外での事業拡大に大きく貢献しております。今後も、海外拠点での長年に亘る経営経験によって培われた卓越した知見及び迅速果断な判断力が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
③	さとう よしあき 佐藤 善昭 (1956年12月19日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <b>【取締役会出席状況】</b> 15回中15回出席	1979年4月 当社入社 2005年7月 当社執行役員 バイメタル製造所長 2009年4月 同 第3カンパニープレジデント 2010年4月 同 大同メタルチェコスロ. 社長 2012年4月 同 技術ユニット長 2014年7月 当社上席執行役員 技術ユニット長 2017年4月 同 第1カンパニープレジデント 2018年7月 当社常務執行役員 第1カンパニープレジデント 2019年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 第1カンパニープレジデント 2021年4月 同 技術ユニット長 2021年7月 同 技術ユニット長 兼 犬山事業所長 2022年4月 同 コンプライアンスユニット長 兼 電動化・カーボンニュートラル対応ユニット長 兼 犬山事業所長 (現任)	43,208株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤善昭氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、材料開発及び生産技術を始めとする軸受製造に係る幅広い見識に加え、海外拠点での経営経験を有しております。当社の事業に関する豊富な知識と経験を活かし経営判断に関与いただくことが、当社のサステナビリティ経営の推進に繋がり、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			
④	はかこし しげまさ 墓越 繁昌 (1961年4月11日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <b>【取締役会出席状況】</b> 12回中12回出席	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社バイメタル製造所長 2015年4月 同 第3カンパニープレジデント 2016年7月 当社執行役員 第3カンパニープレジデント 2017年4月 同 大同メタル佐賀(株) 社長 2019年4月 同 ダイナメタルCO., LTD. (タイ) 社長 2019年7月 当社上席執行役員 ダイナメタルCO., LTD. 社長 2021年4月 同 人事企画ユニット長付 2021年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事企画ユニット長付 2021年7月 同 人事企画ユニット長 (現任)	16,024株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 墓越繁昌氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、バイメタル製造及び加工技術を始めとする幅広い見識に加え、国内拠点及び海外拠点における人事戦略の構築及び推進を経験しております。当社のコアテクノロジーに精通した者として経営判断に関与いただくことが、当社グループの持続的な成長の基盤づくりに貢献、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
⑤	よしだ ありひろ 吉田 有宏 (1964年3月11日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1986年4月 当社入社 2006年1月 当社経営企画室 欧州地域本部ゼネラルマネージャー (在英国) 2016年7月 当社執行役員 設計センターチーフ 2017年4月 同 技術ユニット長 兼 設計センターチーフ 2019年4月 同 技術ユニット長 2019年7月 当社上席執行役員 技術ユニット長 2021年4月 同 副技術ユニット長 2022年4月 同 技術ユニット長 (現任)	5,892株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>吉田有宏氏は、長年に亘り当社の技術領域に携わり、製品設計を始めとする幅広い見識に加え、海外拠点での統括業務の経験を有しております。当社の技術に精通し、長年に亘り顧客のニーズに沿った技術開発を行ってきた経験をもとに経営判断に関与いただくことが、当社における事業分野の拡大に繋がりを、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑥	たけい としかず 武井 敏一 (1953年9月22日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員</div> <b>【取締役会出席状況】</b> 15回中15回出席	1976年4月 日本銀行入行 1989年7月 同行 名古屋支店調査役 1991年11月 同行 秘書室兼政策委員会室調査役 1994年6月 同行 ロンドン事務所次長 1998年4月 同行 政策委員会室国会渉外課長 1999年5月 同行 松山支店長 2002年2月 同行 秘書役 2003年7月 同行 国会・広報総括審議役 2005年7月 同行 名古屋支店長 2006年7月 同行 欧州統括役（在ロンドン） 2008年6月 同行 退職 2008年7月 アクセンチュア(株)特別顧問 2012年10月 公益財団法人国際金融情報センター 常務理事 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 金融広報中央委員会 会長（現任）  <b>【重要な兼職の状況】</b> 金融広報中央委員会 会長	13,586株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 武井敏一氏は、長年に亘り日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる経験と見識をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者いたしました。 同氏には、引き続き当社の経営を監督・監視していただくと共に、主に国際業務に係る豊富な経験と幅広い見識を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。 なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である金融広報中央委員会との間には取引関係はありません。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑦	ほしなが きよたか 星長 清隆 (1950年11月15日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>  <b>【取締役会出席状況】</b> 15回中15回出席	1975年4月 慶應義塾大学医学部泌尿器科学教室 入局 1994年8月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学）医学部 泌尿器科 助教授  2000年4月 同 教授 2006年2月 藤田保健衛生大学病院（現 藤田医科大学病院） 副院長 2009年2月 同 病院長 2013年4月 学校法人藤田学園 専務理事 2014年4月 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学） 学長 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2018年10月 学校法人藤田学園 理事長（現任）  <b>【重要な兼職の状況】</b> 学校法人藤田学園 理事長	9,026株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任され、現在は理事長の職にあり、病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験を有しております。かかる知識と経験をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者といたしました。 同氏には、引き続き当社の経営を監督・監視していただくと共に、主に組織運営に係る豊富な知識と経験を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。 なお、同氏は学校法人の経営に関与されており、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である学校法人藤田学園との間には取引関係はありません。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
⑧	しらい みゆり 白井 美由里 (1963年1月2日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1998年4月 横浜国立大学経営学部 専任講師 1999年4月 同 助教授 1999年8月 デューク大学フークア・ビジネススクール 客員研究員 2003年5月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 内地研究員 2005年6月 株式会社ニチレイ 社外取締役 2009年4月 横浜国立大学経営学部 教授 2011年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科 教授 2015年4月 慶應義塾大学商学部 教授 (現任)  [重要な兼職の状況] 慶應義塾大学商学部 教授	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>白井美由里氏は、大学教授、研究員等を歴任され、現在は大学教授の職にあり、長年、消費者行動、マーケティングについての研究を重ねております。かかる経験と見識をもとに、当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には、当社の経営を監督・監視していただくと共に、主にマーケティングを含む営業分野に係る豊富な知識と経験を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である慶應義塾大学との間には取引関係はありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の管掌につきましては、本招集ご通知20頁から21頁の「4.会社役員に関する事項、(1)取締役及び監査役の状況」をご参照願います。
3. 武井敏一氏、星長清隆氏及び白井美由里氏は社外取締役候補者であります。
4. 責任限定契約について  
武井敏一氏及び星長清隆氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。  
白井美由里氏が選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。  
・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、本議案が原案どおり承認可決された際は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は武井敏一氏及び星長清隆氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 白井美由里氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
8. 武井敏一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。星長清隆氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。

ご参考 第3号議案が承認された後の経営体制（予定）

属性	氏名		主な専門的経験分野/特に貢献が期待される分野								
			経営 全般	技術 開発	ものづくり (生産)	営業・ 調達	人事・ 総務	財務・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	グローバル 経験	
取締役	社内	判治 誠吾 男性	○				○	○		○	○
		三代 元之 男性	○				○		○	○	○
		佐藤 善昭 男性	○	○	○					○	○
		墓越 繁昌 男性	○	○	○		○				○
		吉田 有宏 (新任) 男性	○	○	○	○					○
	社外	武井 敏一 男性 独立	●						●		●
		星長 清隆 男性 独立	●					●			●
		白井美由里 (新任) 女性 独立	●				●				●
監査役	常勤	玉谷 昌明 男性					●	●		●	
	社外	田辺 邦子 女性						●		●	
		松田 和雄 男性 独立	●						●		●

\* 社内取締役は主な専門的経験分野を○で、社外取締役・常勤監査役・社外監査役は、特に貢献が期待される分野を●で表示しております。

\* 上記の専門性と経験は各個人の保有する全ての知見を示したものではありません。

スキル保有基準

- ①対象となる要素に関連する企業・部門の役員又は部門長等の経験を有している。  
②対象となる要素を十分に備えていると客観的に判断できる公的資格及び実務経験等を有している。



【社外役員の独立性判断基準】

当社は、(株)東京証券取引所の独立役員制度における独立性判断基準を参考に、より厳しい当社独自の独立性判断基準を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役、または独立社外監査役として届け出をしております。詳細につきましては、下記の【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】をご参照願います。

【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】

(2015年10月28日制定)

以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性が無いと判断する。

- (1) 会社関係者  
現在および過去10年以内に大同グループに勤務した者。
- (2) 主要仕入先関係者  
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）仕入先、およびそのグループ会社の役員または使用人であった者。
- (3) 主要取引先関係者  
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）取引先の役員または使用人であった者。
- (4) 金融機関関係者
  - ① 現在、当社との間に10億円以上の預金または借入のある金融機関に、直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
  - ② 現在、当社の幹事証券会社である会社に直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
- (5) 専門的なサービスを提供する関係者  
現在、および直近3年以内に、当社の顧問弁護士（弁護士事務所）、担当会計監査法人、その他、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントとして、当社から年間2,000万円以上の報酬を受領した者。
- (6) 寄付または助成を行っている関係者  
当年度および直近3事業年度において、当社が一定の金額（年間100万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を行っている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の代表者および業務執行者。
- (7) 近親者  
現在および過去5年以内に大同グループに勤務した者の近親者（配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、同居の親族）。または、上記(2)～(5)に該当する者の近親者。
- (8) 重任、再任者  
上記(1)～(7)に該当することなく、当社の社外取締役として10年間を超える期間の職務遂行を行った者。監査役は3期12年を超えての再任する者。

以上

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
いしわた のぶゆき 石渡 信行 (1945年7月12日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">補欠</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立役員</div>	1971年4月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 入社 1975年4月 公認会計士登録 1976年1月 税理士登録 1978年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 退社 1978年4月 公認会計士石渡信行会計事務所 開業 1988年4月 清新監査法人（現 Moore至誠監査法人）設立 代表社員に就任 1999年8月 アデコ(株) 社外監査役（現任） 2003年7月 清新税理士法人（現 Moore至誠税理士法人）設立 代表社員に就任（現任）  【重要な兼職の状況】 Moore至誠税理士法人 代表社員 アデコ(株) 社外監査役	0株

#### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

石渡信行氏は、公認会計士及び税理士として企業の実務に携わっており、公認会計士及び税理士として培われた豊富な会計・税務知識を有しております。監査役に就任された場合には、その豊富な会計・税務知識をもとに当社の経営を監査いただけると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先であるMoore至誠税理士法人及びアデコ株式会社との間には取引関係はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者石渡信行氏は、社外監査役候補者です。
3. 責任限定契約について  
石渡信行氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。石渡信行氏が、本議案が原案どおり承認可決され、かつ当社社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は石渡信行氏が当社社外監査役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（社外取締役2名を除く）に対し、当期の業績等を総合的に勘案し、賞与総額39,900,000円を支給したいと存じます。

なお、当該役員賞与の内容は、本招集ご通知22頁から23頁記載の【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】に従い、前連結会計年度の当社の業績等を踏まえたものであることから、相当であると判断しております。

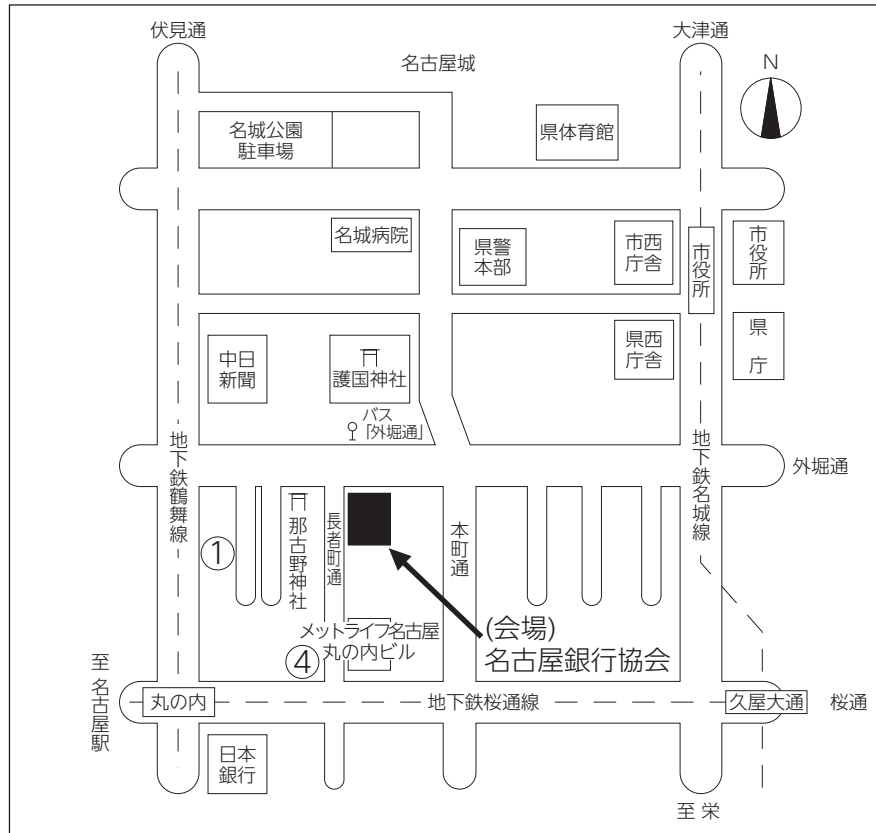
また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール

交通機関 ●地下鉄 桜通線・鶴舞線「丸の内駅」①・④番出口より徒歩6分  
●市バス 名古屋駅バスターミナルより「外堀通」下車すぐ



- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により、株主総会会場の急な変更や開始時刻の繰り下げ等が生じる可能性もございます。最新の情報を当社ウェブサイトにてご確認くださいようお願いいたします。当社ウェブサイト：<https://www.daidometal.com/jp/>
- ◎ **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年はお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。**